

総長選考・監察会議（第4回）

令和8（2026）年6月19日（金）

13：30～15：30

議 題

1. 運営方針委員の選任について（非公開）
2. 第1次総長候補者の決定に係る表決方法の確認について
3. 第1次候補者決定通知案について
4. 総長選考・監察会議委員に係る申し合わせについて
5. 総長選考に係る面接及び質問について（非公開）
6. その他

配付資料

1. 東京大学運営方針委員候補者（案）【非公開】
2. 第1次総長候補者への選出について（案）
3. 総長選考期間中における候補者との接触に関する申し合わせ（案）
- 4-1. 第1次総長候補者の面接調査【非公開】
- 4-2. 候補者への質問事項（案）【非公開】
5. 第3回総長選考・監察会議議事要旨（案）

(案)

令和 8 年 7 月 〇 日

〇〇 〇〇 殿

東京大学総長選考・監察会議

議長 国 谷 裕 子

第 1 次総長候補者への選出について

本学では、国立大学法人法に基づき総長選考・監察会議が設置され、現藤井輝夫総長が令和 9 年 3 月 31 日で任期満了となるため、現在、次期総長予定者（任期は令和 9 年 4 月 1 日から 6 年間、再任不可）を選出する手続きを進めております。

このたび、貴殿におかれましては、次期総長の第 1 次総長候補者として選ばれましたので、謹んでお知らせいたします。

つきましては、ご多忙の折り甚だ恐縮でございますが、当会議としましては、大学運営について貴殿の御卓見を伺いたく、誠に勝手ながら面接の機会を下記の日程で設定しましたので、ご出席賜りますよう謹んでお願い申し上げます。併せて、ご提出いただく資料等につきましてもご案内いたしますので、お手数ではございますがご準備のほどよろしくお願いいたします。

なお、東京大学総長は、別紙 1-1 「求められる総長像」（令和 7 年 12 月 1 日 総長選考・監察会議）にお示しのとおり、東京大学憲章の掲げる目標・理念を尊重し、その達成・実現を追求する明確なビジョンと強い意志を有するとともに、世界と大学をめぐる危機や課題に対峙して、新たな価値創造に挑む果敢なイノベーション戦略を完遂することで、国際的な学術の場における本学の地位をますます高めるべく、様々な資質、能力及び実績に裏付けられた指導力と人々への奉仕的精神をもつことが期待されます。別紙 2 「(参考資料) 求められる総長像の具体化に係る重点ポイント及び評価項目」において、総長に求められる資質の重点ポイントを記載しておりますので、面接及び総長候補者資料等の作成にあたりご参考にしていただければ幸いです。

記

1. 面接について

○日時 令和 8 年 8 月 14 日（金）13:00～19:00
8 月 17 日（月）13:00～19:00

○場所 東京大学安田講堂 2 階大会議室

○所要時間等 上記時間帯のうち、40 分程度を予定しております。

なお、その中で、以下の 2 点について必ず言及頂きますようお願いいたします。

1. ○○

2. ○○

※言及の時間、方法等の詳細につきましては、日時決定の連絡とともに、お知らせいたします。

○その他 上記面接日時のご都合及び貴殿のご連絡先を後述する推薦人のご連絡先とあわせて、7月10日（金）17時までに下記 web formによりご回答いただきますようお願い申し上げます。日時決定次第、文書にてお知らせいたします。

回答 webform URL：~~~~

2. 総長候補者資料等について

別紙4「総長候補者資料」及び別紙5「東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見」（日本語版・英語版）をご作成いただき、7月31日（金）17時までにPDFファイル形式にて後述する指定オンラインフォルダー宛にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、第2次総長候補者に選出された場合には、これらの資料を東京大学ホームページの総長選考・監察会議ページにて学内外に公表することになりますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

3. 推薦人の選任及びご連絡先について

選考の一助とするため、貴殿が選任する推薦人（2名以内）に対し、当会議から推薦書（別紙6）の作成を依頼したいと考えております。つきましては、推薦書作成についての内諾を得たうえで、当該推薦人の氏名及び連絡先（メールアドレス）を、面接日時のご都合等とあわせて7月10日（金）17時までに前述の web formによりご回答くださいますようお願い申し上げます。なお、推薦人から提出された推薦書については、当会議内のみで閲覧し、公表はいたしません。

4. 送付資料

（別紙1-1）求められる総長像（令和7年12月1日総長選考・監察会議）

（別紙1-2）東京大学憲章

（別紙2）（参考資料）求められる総長像の具体化に係る重点ポイント及び評価項目

（別紙3）東京大学総長選考プロセスのイメージ

（別紙4）総長候補者資料（日本語版・英語版）

（別紙5）東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見（日本語版・英語版）

（別紙6）東京大学第1次総長候補者に係る推薦書

（別紙7）東京大学総長選考・監察会議内規

5. 資料（別紙4及び別紙5）提出先

7月31日（金）までに下記オンラインフォルダーまでご提出願います。

<https://univtokyo-my.sharepoint.com/:f/~>

以上

【以下参考】

○今後のスケジュール（予定）

8月18日（火）

- ・当会議にて3人以上5人以内の第2次総長候補者を決定

8月18日（火）又は8月19日（水）

- ・第2次総長候補者の決定通知

8月19日（水）

- ・総長選考・監察会議ページに、第2次総長候補者の氏名を告示、あわせて、総長候補者資料等を公開
- ・第2次総長候補者に対し、所信表明の動画撮影日程調整並びに動画用字幕原稿（必須・日本語版及び英語版）及びスライド資料（任意・使用する場合は日本語版及び英語版）の作成・提出依頼（8月24日（月）正午締切）

8月26日（水）又は8月27日（木）

- ・所信表明の動画撮影（1時間程度、東京大学本郷キャンパス内会場）

9月10日（木）

- ・学内構成員（教職員・学生）及び経営協議会委員に対して動画配信開始予定

9月28日（月）

- ・意向投票
- ・総長予定者の決定

9月29日（火）

- ・記者会見（東京大学本郷キャンパス内会場を予定）

○第2次総長候補者の所信表明の動画について

構成員等に対する候補者情報提供の充実化の観点から、意向投票の参加者が候補者について十分な情報を得て責任ある投票を行えるようにするため、当会議主催で第2次総長候補者の動画による所信表明の機会を設けることとなりました。

内容としましては、10分程度の所信表明に加え、あらかじめ総長選考・監察会議が設定した共通の質問に対し、5分程度で意見を表明いただくものとなります。動画は9月10日頃に配信開始予定で、提供先は学内構成員（教職員・学生）及び経営協議会委員です。

共通の質問の内容は以下のとおりです。

1. ○○
2. ○○

【本件連絡先】

国立大学法人東京大学 本部法務課法規チーム
住所：〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1
メールアドレス：houki.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

令和7年12月1日
総長選考・監察会議

求められる総長像

東京大学総長は、東京大学憲章の掲げる目標・理念を尊重し、その達成・実現を追求する明確なビジョンと強い意志を有するとともに、世界と大学をめぐる危機や課題に対峙して、新たな価値創造に挑む果敢なイノベーション戦略を完遂することで、国際的な学術の場における本学の地位をますます高めるべく、次のような資質、能力及び実績に裏付けられた指導力と人々への奉仕的精神をもつことが期待される。

- 1 学内外からの敬意・信頼を得るに足る高潔な人格と高い倫理観及び優れた学識
- 2 開学以来の伝統を活かしながらも、鋭い先進性と説得力のあるビジョンをもって現代社会の要請に能動的に応え、必要に応じて大胆な改革を行い、「世界の東京大学」にふさわしい卓越性・独創性・多様性をそなえた教育研究活動を導く国際的な視野と実行力
- 3 組織構成員の幅広い支持を受け、円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、優れたリーダーシップを発揮し、効果的で機動的な組織運営を行うとともに、本学が果たすべき社会的責任を深く理解し、大学を取り巻く諸課題やリスクなどに対して、主導的に対応していくガバナンス能力と実績
- 4 世界最高水準の学術研究・人材育成を推進するために、具体的な戦略的指針をもって大学の財務基盤を強化し、社会の各界から幅広い理解・協力を得て、大学を経営していく高度な能力と未来を切り拓く強固な意志
- 5 自由・自律及び多様性・包摂性を重んじ、世界の学術の発展と協調的人類社会の実現に貢献しようとする強い使命感

(参考) 東京大学憲章

http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07405851.html

東京大学憲章

平成15年3月18日

[沿革](#)

目次

前文

I 学術

- 1 学術の基本目標
- 2 教育の目標
- 3 教育システム
- 4 教育評価
- 5 教育の国際化と社会連携
- 6 研究の理念
- 7 研究の多様性
- 8 研究の連携
- 9 研究成果の社会還元

II 組織

- 10 基本理念としての大学の自治
- 11 総長の統括と責務
- 12 大学の構成員の責務
- 13 基本組織の自治と責務
- 14 人事の自律性

III 運営

- 15 運営の基本目標
- 16 財務の基本構造
- 17 教育・研究環境の整備
- 18 学術情報と情報公開
- 19 基本的人権の尊重

IV 憲章の意義

- 20 憲章の意義

V 憲章の改正

- 21 憲章の改正

附則

前文

21世紀に入り、人類は、国家を超えた地球大の交わりが飛躍的に強まる時代を迎えている。日本もまた、世界に自らを開きつつ、その特質を発揮して人類文明に貢献すること

が求められている。東京大学は、この新しい世紀に際して、世界の公共性に奉仕する大学として、文字どおり「世界の東京大学」となることが、日本国民からの付託に応じて日本社会に寄与する道であるとの確信に立ち、国籍、民族、言語等のあらゆる境を超えた人類普遍の真理と真実を追究し、世界の平和と人類の福祉、人類と自然の共存、安全な環境の創造、諸地域の均衡のとれた持続的な発展、科学・技術の進歩、および文化の批判的継承と創造に、その教育・研究を通じて貢献することを、あらためて決意する。この使命の達成に向けて新しい時代を切り拓こうとするこの時、東京大学は、その依って立つべき理念と目標を明らかにするために、東京大学憲章を制定する。

東京大学は、1877年に創設された、日本で最も長い歴史をもつ大学であり、日本を代表する大学として、近代日本国家の発展に貢献してきた。第二次世界大戦後の1949年、日本国憲法の下での教育改革に際し、それまでの歴史から学び、負の遺産を清算して平和的、民主的な国家社会の形成に寄与する新制大学として再出発を期して以来、東京大学は、社会の要請に応え、科学・技術の飛躍的な展開に寄与しながら、先進的に教育・研究の体制を構築し、改革を進めることに努めてきた。

今、東京大学は、創立期、戦後改革の時代につぐ、国立大学法人化を伴う第三の大きな展開期を迎え、より自由にして自律性を発揮することができる新たな地位を求めている。これとともに、東京大学は、これまでの蓄積をふまえつつ、世界的な水準での学問研究の牽引力であること、あわせて公正な社会の実現、科学・技術の進歩と文化の創造に貢献する、世界的視野をもった市民的エリートが育つ場であることをあらためて目指す。ここにおいて、教職員が一体となって大学の運営に力を発揮できるようにすることは、東京大学の新たな飛躍にとって必須の課題である。

大学は、人間の可能性の限りない発展に対してたえず開かれた構造をもつべき学術の根源的性格に由来して、その自由と自律性を必要としている。同時に科学・技術のめざましい進展は、それ自体として高度の倫理性と社会性をその担い手に求めている。また、知があらゆる領域で決定的な意味をもつ社会の到来により、大学外における知を創造する場との連携は、大学における教育・研究の発展にますます大きな意味をもちつつある。このような観点から、東京大学は、その自治と自律を希求するとともに、世界に向かって自らを開き、その研究成果を積極的に社会に還元しつつ、同時に社会の要請に応える研究活動を創造して、大学と社会の双方向的な連携を推進する。

東京大学は、国民と社会から付託された資源を最も有効に活用し、たえず自己革新を行って、世界的水準の教育・研究を実現していくために、大学としての自己決定を重視するとともに、その決定と実践を厳しい社会の評価にさらさなければならない。東京大学は、自らへの評価と批判を願って活動の全容を公開し、広く世界の要請に的確に対応して、自らを変え、また、所与のシステムを変革する発展経路を弛むことなく追求し、世界における学術と知の創造・交流そして発展に貢献する。

東京大学は、その組織と活動における国際性を高め、世界の諸地域を深く理解し、ま

た、真理と平和を希求する教育・研究を促進する。東京大学は、自らがアジアに位置する日本の大学であることを不断に自覚し、日本に蓄積された学問研究の特質を活かしてアジアとの連携をいっそう強め、世界諸地域との相互交流を推進する。

東京大学は、構成員の多様性が本質的に重要な意味をもつことを認識し、すべての構成員が国籍、性別、年齢、言語、宗教、政治上その他の意見、出身、財産、門地その他の地位、婚姻上の地位、家庭における地位、障害、疾患、経歴等の事由によって差別されることのないことを保障し、広く大学の活動に参画する機会をもつことができるように努める。

日本と世界の未来を担う世代のために、また真理への志をもつ人々のために、最善の条件と環境を用意し、世界に開かれ、かつ、差別から自由な知的探求の空間を構築することは、東京大学としての喜びに満ちた仕事である。ここに知の共同体としての東京大学は、自らに与えられた使命と課題を達成するために、以下に定める東京大学憲章に依り、すべての構成員の力をあわせて前進することを誓う。

I 学術

- 1 (学術の基本目標) 東京大学は、学問の自由にに基づき、真理の探究と知の創造を求め、世界最高水準の教育・研究を維持・発展させることを目標とする。研究が社会に及ぼす影響を深く自覚し、社会のダイナミズムに対応して広く社会との連携を確保し、人類の発展に貢献することに努める。東京大学は、創立以来の学問的蓄積を教育によって社会に還元するとともに、国際的に教育・研究を展開し、世界と交流する。
- 2 (教育の目標) 東京大学は、東京大学で学ぶに相応しい資質を有するすべての者に門戸を開き、広い視野を有するとともに高度の専門的知識と理解力、洞察力、実践力、想像力を兼ね備え、かつ、国際性と開拓者の精神をもった、各分野の指導的人格を養成する。このために東京大学は、学生の個性と学習する権利を尊重しつつ、世界最高水準の教育を追求する。
- 3 (教育システム) 東京大学は、学部教育において、幅広いリベラル・アーツ教育を基礎とし、多様な専門教育と有機的に結合する柔軟なシステムを実現し、かつ、その弛まぬ改善に努める。大学院教育においては、多様な専門分野に展開する研究科、附置研究所等を有する総合大学の特性を活かし、研究者および高度専門職業人の養成のために広範な高度専門教育システムを実現する。

東京大学の教員は、それぞれの学術分野における第一線の研究者として、その経験と実績を体系的に教育に反映するものとする。また、東京大学は、すべての学生に最善の学習環境を提供し、学ぶことへの障壁を除去するため、人的かつ経済的な支援体制を整備することに努める。
- 4 (教育評価) 東京大学は、学生の学習活動に対して世界最高水準の教育を目指す立場から、厳格にして適切な成績評価を行う。

東京大学は、教員の教育活動および広く教育の諸条件について自ら点検するとともに、学生および適切な第三者からの評価を受け、その評価を教育目標の達成に速やかに反映させる。

- 5 (教育の国際化と社会連携) 東京大学は、世界に開かれた大学として、世界の諸地域から学生および教員を迎え入れるとともに、東京大学の学生および教員を世界に送り出し、教育における国際的ネットワークを構築する。

東京大学は、学術の発展に寄与する者を養成するとともに、高度専門職業教育や社会人再教育など社会の要請に応じて社会と連携する教育を積極的に進める。

- 6 (研究の理念) 東京大学は、真理を探究し、知を創造しようとする構成員の多様にして、自主的かつ創造的な研究活動を尊び、世界最高水準の研究を追求する。

東京大学は、研究が人類の平和と福祉の発展に資するべきものであることを認識し、研究の方法および内容をたえず自省する。東京大学は、研究活動を自ら点検し、これを社会に開示するとともに、適切な第三者からの評価を受け、説明責任を果たす。

- 7 (研究の多様性) 東京大学は、研究の体系化と継承を尊重しつつ学問分野の発展を目指すとともに、萌芽的な研究や未踏の研究分野の開拓に積極的に取り組む。また、東京大学は、広い分野にまたがった学際的な研究課題に対して、総合大学の特性を活かして組織および個人の多様な関わりを作り出し、学の融合を通じて新たな学問分野の創造を目指す。

- 8 (研究の連携) 東京大学は、社会・経済のダイナミックな変動に対応できるように組織の柔軟性を保持し、大学を超えて外部の知的生産と協働する。また、東京大学は、研究の連携を大学や国境を超えて発展させ、世界を視野に入れたネットワーク型研究の牽引車の役割を果たす。

- 9 (研究成果の社会還元) 東京大学は、研究成果を社会に還元するについて、成果を短絡的に求めるのではなく、永続的、普遍的な学術の体系化に繋げることを目指し、また、社会と連携する研究を基礎研究に反映させる。

東京大学は、教育を通じて研究成果を社会に還元するため、最先端の研究成果を教育に活かすとともに、これによって次の世代の研究者を育成する。

II 組織

- 10 (基本理念としての大学の自治) 東京大学は、大学の自治が、いかなる利害からも自由に知の創造と発展を通じて広く人類社会へ貢献するため、国民からとくに付託されたものであることを自覚し、不断の自己点検に努めるとともに、付託に伴う責務を自律的に果たす。

- 11 (総長の統括と責務) 東京大学は、総長の統括と責任の下に、教育・研究および経営の両面にわたって構成員の円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、効果的かつ機動的な運営を目指す。東京大学は、広く社会の多様な意見をその運営に反映させるよう

努める。

- 1 2 (大学の構成員の責務) 東京大学を構成する教職員および学生は、その役割と活動領域に応じて、運営への参画の機会を有するとともに、それぞれの責任を自覚し、東京大学の目標の達成に努める。
- 1 3 (基本組織の自治と責務) 東京大学の学部、研究科、附置研究所等は、自律的運営の基本組織として大学全体の運営に対する参画の機会を公平に有するとともに、全学の教育・研究体制の発展を目的とする根本的自己変革の可能性を含め、総合大学としての視野に立った大学運営に積極的に参与する責務を負う。
- 1 4 (人事の自律性) 大学の自治の根幹が人事の自律性にあることにかんがみ、総長、副学長、学部長、研究科長、研究所長および教員ならびに職員等の人事は、東京大学自身が、公正な評価に基づき、自律的にこれを行う。基本組織の長および教員の人事は、各基本組織の議を経て、これを行う。

III 運営

- 1 5 (運営の基本目標) 東京大学は、国民から付託された資源を、計画的かつ適切に活用することによって、世界最高水準の教育・研究を維持・発展させ、その成果を社会へ還元する。そのために公正で透明な意思決定による財務計画のもとで、教育・研究環境ならびに学術情報および医療提供の体制の整備を図る。
- 1 6 (財務の基本構造) 東京大学は、その教育・研究活動を支え、発展させるために必要な基盤的経費および施設整備の維持拡充を可能とする経費が国民から付託されたものであることを自覚し、この資源を適正に管理し、かつ、最大限有効に活用するとともに、大学の本来の使命に背馳しない限りにおいて、特定の教育・研究上の必要に応じて、国、公共団体、公益団体、民間企業および個人からの外部資金を積極的に受け入れる。
- 1 7 (教育・研究環境の整備) 東京大学は、教育・研究活動の発展と変化に柔軟に対応しつつ、常に全学的な視点から、教育・研究活動を促進し、構成員の福利を充実するために、各キャンパスの土地利用と施設整備を図る。また、心身の健康支援、バリアフリーのための人的・物的支援、安全・衛生の確保、ならびに環境および景観の保全など、構成員のために教育・研究環境の整備を行うとともに、地域社会の一員としての守るべき責務を果たす。
- 1 8 (学術情報と情報公開) 東京大学は、図書館等の情報関連施設を全学的視点で整備し、教育・研究活動に必要な学術情報を体系的に収集、保存、整理し、構成員に対して、その必要に応じた適正な配慮の下に、等しく情報の利用手段を保障し、また広く社会に発信することに努める。

東京大学は、自らの保有する情報を積極的に公開し、情報の利用に関しては、高い倫理規範を自らに課すとともに、個人情報保護を図る。

19 (基本的人権の尊重) 東京大学は、基本的人権を尊重し、国籍、信条、性別、障害、門地等の事由による不当な差別と抑圧を排除するとともに、すべての構成員がその個性と能力を十全に発揮しうよう、公正な教育・研究・労働環境の整備を図る。

東京大学は、男女が均等に大学運営の責任を担う共同参画の実現を図る。

IV 憲章の意義

20 (憲章の意義) 本憲章は、東京大学の組織・運営に関する基本原則であり、東京大学に関する法令の規定は、本憲章に基づいてこれを解釈し、運用するようにならなければならない。

V 憲章の改正

21 (憲章の改正) 本憲章の改正は、別に定める手続により、総長がこれを行う。

附 則

この憲章は、平成15年3月18日から施行する。

沿革

東京大学憲章

体系情報

東京大学憲章

沿革情報

◆平成15年03月18日 制定

(参考資料) 求められる総長像の具体化に係る重点ポイント及び評価項目

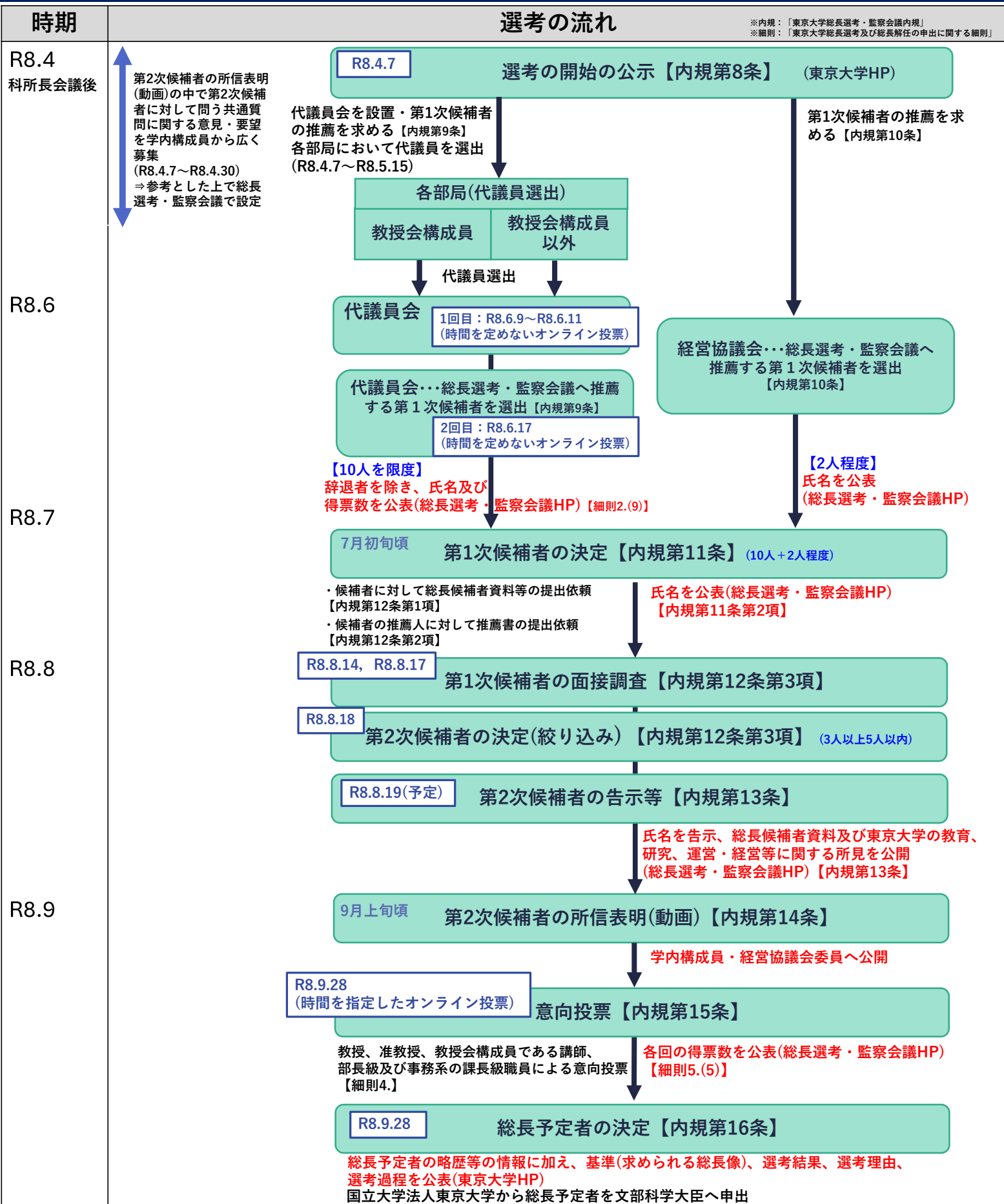
総長選考・監察会議 令和8年3月13日

	「求められる総長像」	重点ポイント	評価項目
1	前文：東京大学総長は、東京大学憲章の掲げる目標・理念を尊重し、その達成・実現を追求する明確なビジョンと強い意志を有するとともに、世界と大学をめぐる危機や課題に対峙して、新たな価値創造に挑む果敢なイノベーション戦略を完遂することで、国際的な学術の場における本学の地位をますます高めるべく、次のような資質、能力及び実績に裏付けられた指導力と人々への奉仕的精神をもつことが期待される。	東大憲章の掲げる理念を実現し、世界の危機や課題に対峙して価値を創造する力	明確で具体性のあるビジョン
2			新たな価値創造に挑むイノベーション戦略
3			本学の国際的プレゼンス向上に資する提言
4			世界の公共性に奉仕する精神
5	1 学内外からの敬意・信頼を得るに足る高潔な人格と高い倫理観及び優れた学識	東京大学総長としての品位・学識	高潔な人格
6			高い倫理観
7			優れた学識と教育・研究実績
8	2 開学以来の伝統を活かしながらも、鋭い先進性と説得力のあるビジョンをもって現代社会の要請に能動的に応え、必要に応じて大胆な改革を行い、「世界の東京大学」にふさわしい卓越性・独創性・多様性をそなえた教育研究活動を導く国際的な視野と実行力	国際的視野と改革実行力	伝統と先進性を兼ね備えたビジョン
9			改革への認識と大胆な実行力
10			国際的視野と活動実績
11			卓越性・独創性・多様性のある教育研究活動牽引力
12			現代社会を牽引する人材を育成する意欲
13	3 組織構成員の幅広い支持を受け、円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、優れたリーダーシップを発揮し、効果的で機動的な組織運営を行うとともに、本学が果たすべき社会的責任を深く理解し、大学を取り巻く諸課題やリスクなどに対して、主導的に対応していくガバナンス能力と実績	組織運営とガバナンス能力	世界の学術をリードする教学・経営組織のビジョン
14			組織構成員の幅広い支持と合意形成能力
15			優れたリーダーシップと組織運営力
16			リスクに対するガバナンス能力
17	4 世界最高水準の学術研究・人材育成を推進するために、具体的な戦略的指針をもって大学の財務基盤を強化し、社会の各界から幅広い理解・協力を得て、大学を経営していく高度な能力と未来を切り拓く強固な意志	財務基盤強化と高度な経営能力	財務基盤強化実現への具体的な戦略的指針
18			社会各界から幅広く理解・協力を得て大学を経営する高い能力
19			大学の未来を切り拓く強固な意志
20	5 自由・自律及び多様性・包摂性を重んじ、世界の学術の発展と協調的人類社会の実現に貢献しようとする強い使命感	世界の学術の発展と協調的人類社会の実現に向けた使命感	自由・自律及び多様性・包摂性の重視
21			協調的人類社会実現への貢献
22			強い使命感

※評価の参考にのみ活用される

R8(2026)年度 東京大学総長選考プロセスのイメージ

東京大学総長選考・監察会議



・総長選考・監察会議は、経営協議会から選出される学外委員8名と教育研究評議会から選出される学内委員8名で構成される。
 ・総長の選考に当たっては、総長選考・監察会議が選考の基準となる「求められる総長像」を定め、あらかじめ提示する【内規第7条】。

※この流れ図は現時点の想定する流れを記載したものであり、今後の検討状況等により必要に応じて見直す。

(年 月 日現在)

総長候補者資料

1. 氏名及び年齢（令和8年度末年齢）
2. 現職
3. 学位（学位の別、専攻分野、取得大学等名及び取得年月）
4. 学歴（大学卒業以降）
5. 主な職歴
6. 主な教育・研究・社会活動



7. 主な論文・著書（題目、出典、発行年を記載）

8. 学会、審議会等における主な活動

9. その他特記事項（受賞歴等）

10. 教育・研究・社会活動についての概要説明

※ 6. に記載した活動について、専門外に伝わるよう平易な表現で1頁以内にまとめてください。

1 1. 組織の運営・経営に関する主な実績と成果

※ 1 頁以内で簡潔かつ具体的にご記載ください。

※第2次総長候補者に決定した場合、この様式は本学のウェブページで学内外に公開されます。

(As of: Month ____ Day ____ Year ____)

Candidate Information for the Next President

1. Name and Age (Age as of the End of Academic Year 2026)

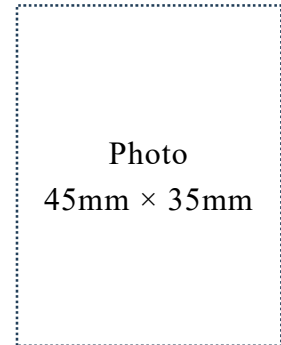
2. Current Job Title

3. Academic Degrees (Type of Degree, Field of Specialization, Name of Degree-Granting Institution, and Date of Conferral [Year and Month])

4. Academic Background (Since University Graduation)

5. Major Professional Experience

6. Main Educational, Research, and Social Activities



7. Major Publications (Articles and Books) (Title, Journal or Publisher, and Year of Publication)

8. Major Activities in Academic Societies, Committees, etc.

9. Other Notable Information (Awards, etc.)

10. Summary of Educational, Research, and Social Activities

*Please summarize the activities listed in item 6 in clear and accessible language so that they can be understood by non-specialists. Limit the summary to within one page.

11. Major achievements and Results Regarding Organizational Administration and Management

*Please describe concisely and specifically within one page.

*If you are selected as a second-stage candidate, this form will be posted on the University of Tokyo website and made available to both members of the University and the public.

※ 全体で 3,000 字程度に収まるようにご記入願います。

東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見

氏名：

1. 世界や日本の将来を展望しつつ、今後の大学、特に東京大学の果たすべき役割をお聞かせください。

2. 東京大学の教育に対するお考えをお聞かせ下さい。

3. 東京大学の研究に対するお考えをお聞かせ下さい。

4. 東京大学の運営・経営、社会連携、国際化に対するお考えをお聞かせ下さい。

5. 大学運営・経営における総長の役割、総長のリーダーシップのあり方について、お考えをお聞かせ下さい。

6. 国際卓越研究大学としての将来構想に関するお考えをお聞かせください。

7. その他、東京大学の取り組むべき重点項目など、自由にご記入ください。

※第2次総長候補者に決定した場合、この様式は、本学のウェブページで学内外に公開されます。

Perspectives on Education, Research, Operation and Management, and
Other Matters Relating to the University of Tokyo

Name:

1. In light of future prospects for the world and Japan, please share your views on the role that universities, particularly the University of Tokyo, should play going forward.

2. Please share your views on education at the University of Tokyo.

3. Please share your views on research at the University of Tokyo.

4. Please share your views on the University of Tokyo's operation and management, its engagement with society, and its efforts in internationalization.

5. Please share your views on the role of the President in the operation and management of a university, and on the kind of leadership the President should display.

6. Please share your views on the future vision for a "University for International Research Excellence."

7. Please share your views freely on any other matters, such as priority issues that should be addressed by the University of Tokyo.

*If you are selected as a second-stage candidate, this form will be posted on the University of Tokyo website and made available to both members of the University and the public.

年 月 日

東京大学第1次総長候補者に係る推薦書

東京大学総長選考・監察会議議長
国谷裕子 殿

推薦者

氏名 ○○ ○○

所属 ○○○○○○○○○

職名 ○○○○

私は、東京大学の第1次総長候補者となった下記の者について、次期総長の適任者として、別添の推薦理由を添えて推薦いたします。

記

第1次総長候補者氏名 ○○ ○○

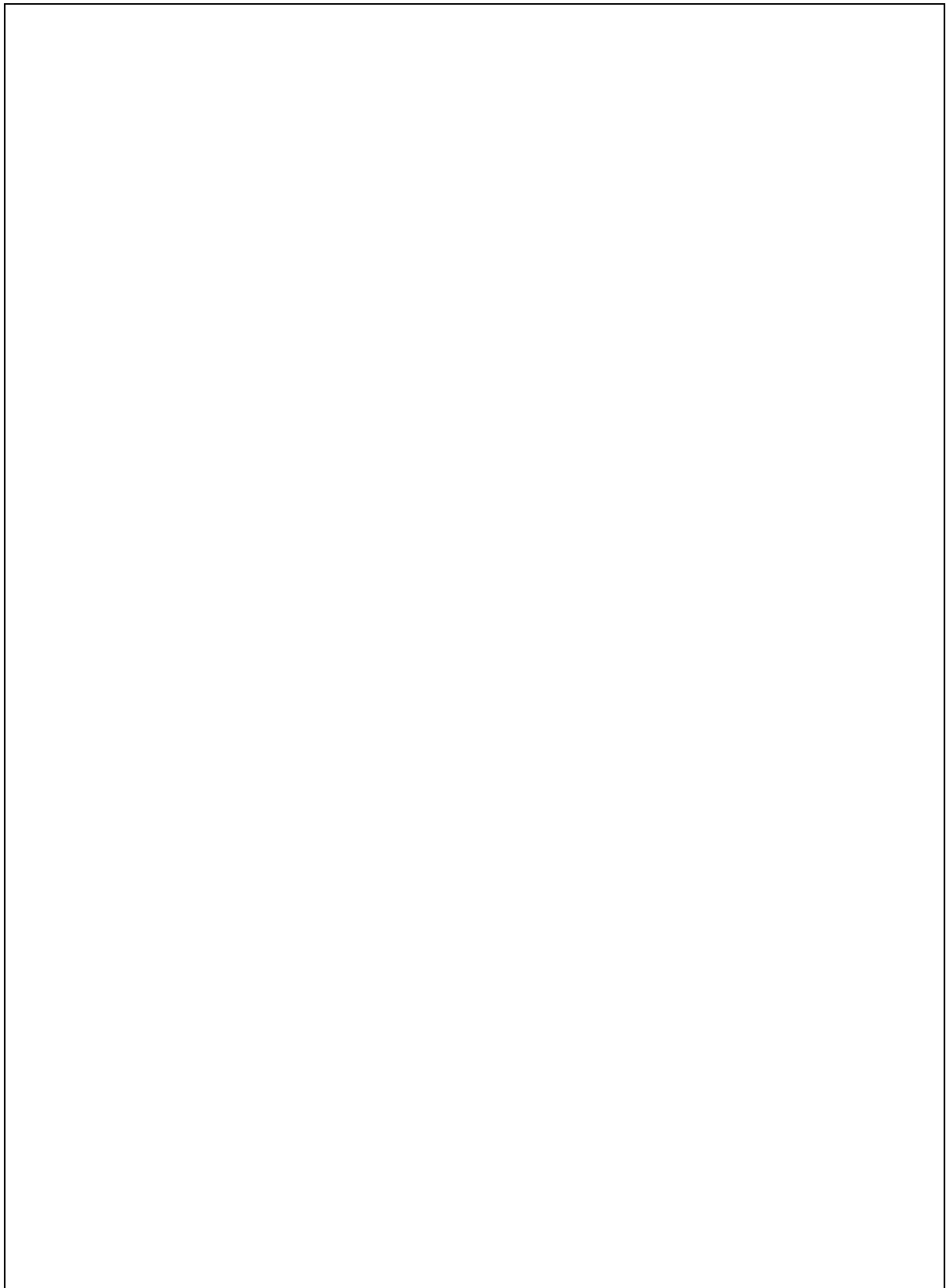
(別添) 推薦理由 (1 ページ目)

推薦者 (記入者) 氏名 :

※ 「求められる総長像」を踏まえ、以下の観点を含めて、同人を推薦する理由を2頁以内でできる限り具体的にご説明ください。なお、本様式以外の資料の添付はしないでください。

- ・ 候補者の教育・研究・社会活動
- ・ 候補者の組織の運営・経営に関する実績とその特徴
- ・ その他、候補者に関する特記事項

(別添) 推薦理由 (2 ページ目)



※提出いただいた推薦書は、当会議内のみで閲覧し、公開はいたしません。

[Day] [Month] [Year]

Recommendation for the Primary President Candidate of the University of Tokyo

University President Screening & Inspection Committee

Chairperson

Hiroko Kuniya

Recommender

Name:

Affiliation:

Position:

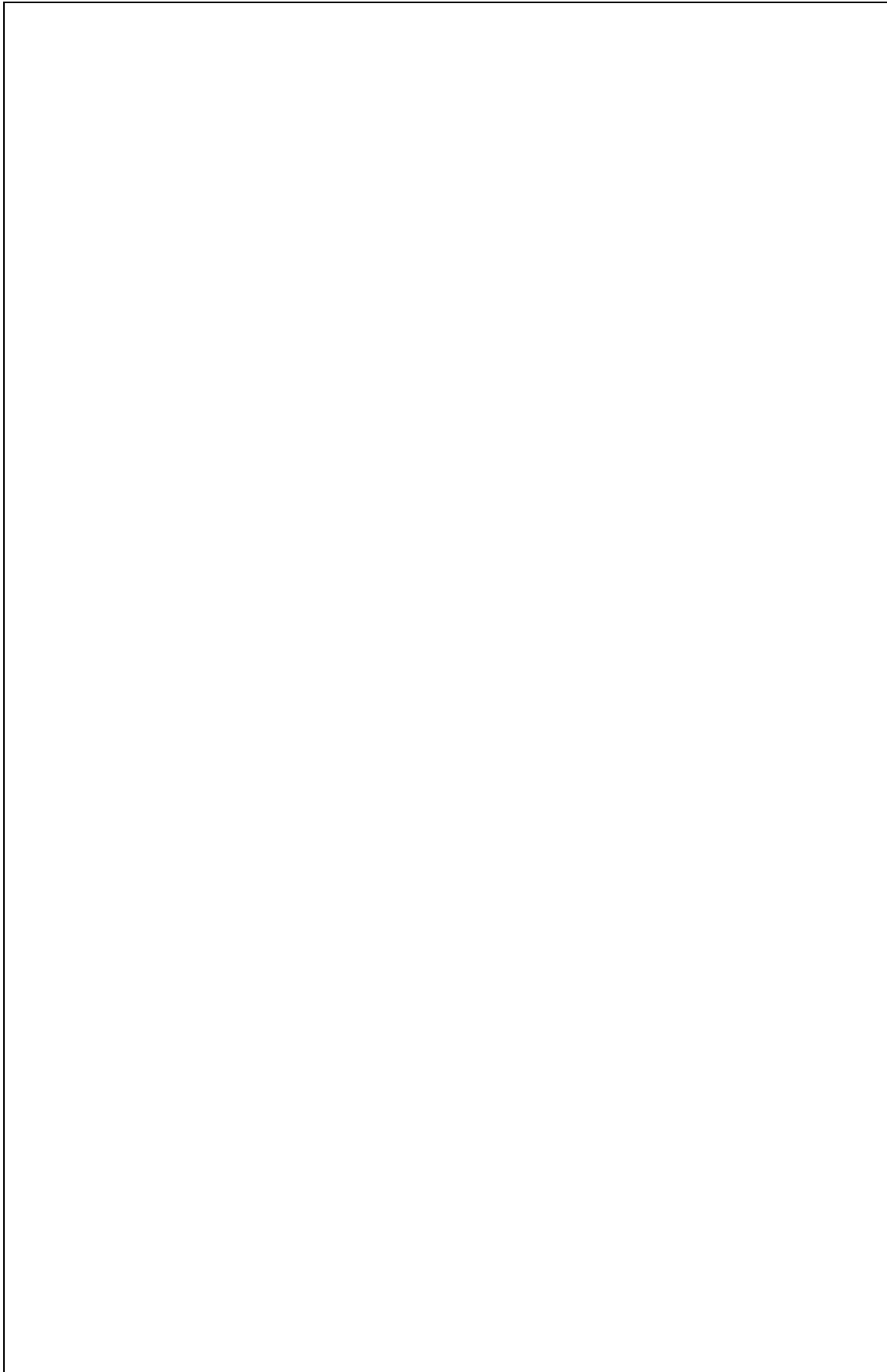
I hereby recommend the following as a primary president candidate of the University of Tokyo, suitable of becoming the next President, and submit my recommendation as attached.

Name of Primary President Candidate:

Name of recommender :

※Please explain the reasons for your recommendation as concretely as possible within two pages, taking into account the “Desired Attributes of the President”, from the perspectives listed below. Please do not attach any documents other than this form.

- The candidate’s educational, research, and social activities
- The candidate’s achievements in organizational administration and management, and their distinctive characteristics
- Any other special remarks regarding the candidate



Please note that the submitted letter of recommendation will be reviewed only within this committee and will not be disclosed publicly.

東京大学総長選考・監察会議内規

平成16年4月1日
総長選考会議可決
東大規則第5号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 総長の選考及び解任の申出並びに総長の間接評価は、東京大学総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）がこの内規により行う。

(議事)

第2条 選考・監察会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 選考・監察会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、第17条により解任の申出をする場合及び第22条によりこの内規の改廃について議決する場合には、出席委員の3分の2以上の多数により決定しなければならない。

3 委員の出席及び議決に関しては、委任の方法を用いることはできない。

(表決)

第3条 選考・監察会議が次の各号に掲げる議決を行うときは、表決による。ただし、他の事項について議決を行う際に表決を用いることを妨げない。

- (1) 第1次総長候補者の決定
- (2) 第2次総長候補者の決定
- (3) 総長予定者の決定
- (4) 総長の解任の申出の決定
- (5) 東京大学総長の任期に関する規則の改廃
- (6) 大学総括理事の設置
- (7) 運営方針委員の選任及び解任
- (8) 運営方針委員の任期に関する事項
- (9) この内規及び東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則の改廃

2 表決の方法は、議長を除く出席委員の無記名投票による。ただし、第1項各号に掲げる事項を除き、出席委員全員に異議のないときは、他の方法によることができる。

3 議長は、表決による議決を行う場合には、議事進行上、表決による議決を行うこと、表決の方法及び議決の要件を必ず確認する。

(議長)

第4条 議長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き3年を超えて在任することはできない。

2 議長が任期の途中で欠けた場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 議長の選出方法については別に定める。

(監事の陪席)

第5条 選考・監察会議の議事は、原則として監事を陪席させて行う。

2 陪席した監事は、議事を傍聴し、議事進行が適正を欠くと判断する場合には、そのことについて意見を述べることができる。なお、議事の内容にわたる意見を述べることはできない。

3 議長は、毎回の会議の最後に、監事に対し議事進行についての意見を述べる機会を与

える。

- 4 監事から述べられた意見は、監事が記録を求めた場合又は選考・監察会議が記録を適当と認めた場合には、議事要旨に記載する。

第2章 総長選考

(選考の事由)

- 第6条 総長の任期が満了する場合には、選考・監察会議は、総長の選考を行う。総長が辞任を申し出た場合、解任された場合、又は欠員となった場合も同様とする。

(選考基準)

- 第7条 選考・監察会議が総長の選考を行うに当たっては、求められる総長像をあらかじめ提示し、選考の基準を明らかにする。

(選考の開始の公示)

- 第8条 選考・監察会議は、総長の任期が満了する場合は、その6月前までに、総長が辞任を申し出た場合、解任された場合又は欠員となった場合は、その日から速やかに、選考の開始を公示する。

(代議員会からの推薦等)

- 第9条 選考・監察会議は、第1次総長候補者(以下「第1次候補者」という。)を決定するために、代議員会を設け、第1次候補者として推薦する者を選出させる。

- 2 前項の代議員会が選出する者の数は、原則として10人を限度とし、代議員会は、選考・監察会議に通知する。

- 3 代議員会の構成並びに第1次候補者として推薦する者の選出及び通知の方法については別に定める。

(経営協議会からの推薦等)

- 第10条 選考・監察会議は、前条の規定によるほか、経営協議会に第1次候補者として推薦する者の選出を求める。

- 2 前項の経営協議会が選出する者の数は、2人程度とし、前条の規定により選出される者と重複することを妨げない。

- 3 選考・監察会議は、第1項の規定により選出された者について、経営協議会からの通知を受ける。

(第1次候補者の決定)

- 第11条 選考・監察会議は、第9条第2項及び前条第3項により通知を受けた者について審議し、第1次候補者を決定する。

- 2 選考・監察会議は、第1次候補者の決定後、速やかに、その氏名を50音順に公表する。

(第2次候補者の決定)

- 第12条 選考・監察会議は、第1次候補者の各々に対し、所定の様式に基づいた総長候補者資料その他の関係資料(以下「総長候補者資料等」という。)を提出させるとともに、自身を次期総長の適任者として推薦する者(以下「推薦人」という。)を指定させ、選考・監察会議に通知させる。

- 2 選考・監察会議は、前項の推薦人各々に、当該推薦人を指定した第1次候補者に係る推薦書の提出を依頼する。

- 3 選考・監察会議は、第7条に規定する求められる総長像に照らし、第1項の総長候補者資料等及び前項の推薦書を踏まえて面接を含めた調査を行い、その結果に基づいて、3人以上5人以内の第2次総長候補者(以下「第2次候補者」という。)を決定する。

- 4 第2次候補者を決定するための手順については、別に定める。

(第2次候補者の告示等)

第13条 選考・監察会議は、第2次候補者の氏名を50音順により告示し、各第2次候補者の総長候補者資料等を公開する。

(所信表明)

第14条 選考・監察会議は、意向投票の実施に先立ち、第2次候補者に、各々、動画の形態により所信を表明する機会を設ける。

(意向投票)

第15条 選考・監察会議は、第13条の第2次候補者について、学内の意向投票を行う。

2 意向投票の方法については、別に定める。

(総長予定者の決定)

第16条 選考・監察会議は、第7条に規定する求められる総長像に照らし、第12条第1項の総長候補者資料等、同条第2項の推薦書、同条第3項の調査、第14条の所信表明及び前条の意向投票の結果を総合的に考慮して、総長予定者を決定する。

2 前項の総長予定者が、次条第1項第1号又は第4号に該当することが明らかになったときは、選考・監察会議は当該決定を取り消し、改めて総長予定者を決定する。

3 選考・監察会議が第1項の決定を前項により取り消そうとする場合には、第1項の総長予定者に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与する。

第3章 総長解任の申出

(解任の申出)

第17条 総長が、次の各号の一に該当する場合は、選考・監察会議は総長の解任を文部科学大臣に理由を付して申し出る。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合

(2) 職務上重大な義務違反があると認められる場合

(3) 職務の執行が適当でないため、国立大学法人東京大学の業務の実績が悪化した場合であって、総長に引き続き職務を行わせることが適当でないとして認められる場合

(4) その他総長たるに適しないと認められる場合

2 前項第2号、第3号及び第4号による解任の申出は、経営協議会又は教育研究評議会の発議に基づいてこれを行う。

(意見陳述の機会の付与)

第18条 選考・監察会議が前条により解任の申出をしようとする場合には、総長に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与する。

(総長への通知)

第19条 選考・監察会議が第17条により解任の申出をする場合には、総長に対し、これをその理由とともに通知する。

第4章 総長の中間評価

(実施方法)

第20条 選考・監察会議は、総長就任以後3年を経過する日までの間における業務の実績に基づいて、中間評価を行う。

2 選考・監察会議が中間評価を行うに当たっては、総長に対し、中間評価に係る自己評価書(以下「評価資料」という。)の提出を求める。

3 選考・監察会議は、経営協議会及び教育研究評議会の構成員(総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第3条第2項の評議員を除く。)並びに監事に対し、評価資料に関する意見を求める。

4 選考・監察会議は、評価資料及び前項の意見その他選考・監察会議が必要と認めるものに基づき評価案を作成し、総長及び必要に応じ理事に対して質疑を行った後、中間評価を決定する。

(通知及び公表)

第21条 選考・監察会議は、前条による中間評価の結果を総長に通知する。

2 選考・監察会議は、中間評価の結果及びその過程を公表する。

第5章 補則

(本内規の改廃)

第22条 この内規の改廃は、議長が選考・監察会議に諮って、これを行う。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年6月15日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成20年1月22日から施行する。

2 平成16年に選考の開始を公示された選挙の期日において選挙資格を有していた東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける客員教員、特任教員等であって現に教授会構成員である者の選挙資格については、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の別表2の本部の区分に係る第7条第1項第2号の規定の適用については、同区分を改正前の同表の総務部から研究協力部までの6区分と同数として取り扱う。

附 則

この内規は、平成20年6月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年9月21日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年4月18日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年7月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年3月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月28日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年1月24日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年12月1日から施行する。

令和8年6月●日
総長選考・監察会議議長

総長選考期間中における候補者との接触に関する申し合わせ（案）

総長選考・監察会議委員（以下「委員」という。）は、第1次総長候補者決定時から次期総長予定者が決定するまでの間、その重大かつ責任のある任務を自覚し、職務上知り得た情報を用いることにより、特定の候補者に有利または不利となる影響を及ぼす行為はもとより、委員としての職務遂行に疑義を生じさせる行為（例として候補者との会食や旅行、候補者に対する助言・支援その他の便宜供与等）を、厳に慎まなければならない。

なお、教育・研究等において候補者と接触することを一律に妨げるものではないが、その態様については十分に留意するとともに、判断に迷う場合には議長に確認を求めることとする。

第3回総長選考・監察会議議事要旨（案）

1. 開催日時：令和8年5月29日（金）10：00～11：57
2. 方 法：オンライン会議（Z o o m）
3. 出席者：国谷、國土、酒匂、佐藤（康）、鈴木、関根、高橋、岩間、宇野、浦野、粕谷、佐藤（仁）、辻、寺田、古村 各委員
4. 陪席者：亀井、山口 各監事
5. 議題
 - 1 代議員会からの第1次総長候補者推薦に係る通知案について
 - 2 第1次候補者決定通知案について
 - 3 代議員会の立会人について
 - 4 総長選考における第2次候補者への共通質問の募集結果について
 - 5 総長選考に係る面接及び質問について（非公開）
 - 6 その他
6. 配付資料
 - 1-1 代議員会による第1次総長候補者としての推薦について（案）
 - 1-2 代議員会による第1次総長候補者としての推薦について（通知）（案）
 - 1-3 （別紙）第1次総長候補者公表イメージ
 - 2 第1次総長候補者への選出について（案）
 - 3-1 総長選考における第2次候補者への共通質問の募集について（概要）
 - 3-2 総長選考における第2次候補者への共通質問の募集について（意見一覧）【取扱注意】
 - 3-3 総長選考における第2次候補者への共通質問の募集について
 - 4-1 第1次総長候補者の面接調査【非公開】
 - 4-2 面接進行メモ（たたき台）【非公開】
 - 4-3 総長選考に係る質問の検討【非公開】
 - 5 第2回総長選考・監察会議議事要旨（案）
7. 参考資料
 - 1 候補者情報の収集の在り方
 - 2 第1次総長候補者に係る推薦書の作成について（依頼）
8. 議事

1 代議員会からの第1次総長候補者推薦に係る通知案について

議題1に関し、事務局から、配付資料1-1から1-3に基づき、説明があった。次いで、議長から、出席委員に対し、議題1に係る質問の有無を確認したところ、特に質問はなかった。

2 第1次候補者決定通知案について

議題2に関し、事務局から、配付資料2に基づき、説明があった。次いで、議長から、出席委員に対し、議題2に係る質問の有無を確認したところ、特に質問はなかった。

3 代議員会の立会人について

議題3に関し、事務局から、「東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則」に基づき、代議員会の議長及び投票の開票の立会人について、説明があった。次いで、議長から、当該開票の立会人が指名された。

4 総長選考における第2次候補者への共通質問の募集結果について

議題4に関し、事務局から配付資料3-1から3-3に基づき、資料の構成について説明があった。次いで、議長から、配付資料3-2については、「回答の概要を総長選考・監察会議の資料として公表することとして共通質問の募集を実施している」という理由を以て非公開とすることについて賛否が諮られ、出席委員から異議はなく、了承された。

次いで、事務局から、配付資料3-1に基づき、意見募集の結果の概要について説明があった。

議題5については、人事に関する意見交換を行う議事であるため、非公開とする。

5 総長選考に係る面接及び質問について

議題5に関し、議長代行から、配付資料4-1及び4-2並びに参考資料1に基づき、第1次候補者に対する面接の進め方及び構成に関する学内ワーキング・グループの検討結果について説明があった。次いで、出席委員の間で意見交換が行われた。意見交換の後、議長から、いただいた意見を踏まえ、再度学内ワーキング・グループで検討を行い、6月19日開催の総長選考・監察会議で最終的に審議する旨が確認された。

次いで、議長代行から、配付資料4-3に基づき、総長選考に係る質問に関する学内ワーキング・グループの検討結果について説明があった。次いで、出席委員の間で意見交換が行われた。意見交換の後、議長から、総長選考に関する質問に関しては、おって意見照会を行い、いただいた意見をもとに再度学内ワーキング・グループで検討のうえ、6月19日開催の総長選考・監察会議で最終的に審議する旨が確認された。

次いで、出席委員から、総長選考期間中における総長選考・監察会議委員と候補者との接触について、取扱いを整理しておくべきではないかという意見があり、議長から、事務局と検討する旨の発言があった。

6 その他

事務局から、今後の日程について、説明があった。

以上